

2021年3月9日

各 位

一般社団法人日本経済団体連合会

**緊急事態宣言の延長を踏まえた新型コロナウイルスの感染拡大防止策の
一層の取り組み強化について（協力依頼）**

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を1都3県を対象とする緊急事態宣言の期間延長が決定されたことを受け、今般、政府ならびに東京都より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一層の取り組み強化を行うよう要請がございました。

とりわけ、本日、西村国務大臣からは、1都3県の新規感染者数の減少が下がり止まりしている現状を踏まえ、改めて、テレワークの推進、さらには別紙3に基づき、「知らない人よりいつもの人と、4人より2人で、飛沫対策をした席での会食」といった対策の工夫に関する呼びかけがあったところです。

各位におかれましては、既に様々な対策につきご協力を頂いているところでございますが、一日も早い緊急事態宣言の解除に向けて、改めて、テレワークの一層の推進など、基本的対処方針に基づく感染防止対策を徹底いただくよう、お願いいたします。

記

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年3月5日変更)
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(2021年3月5日)

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(2021年3月5日)

(別紙3) 外食・会食人数の影響評価
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(2021年3月9日)

(別紙4) 「1都3県テレワーク集中実施期間」延長のお知らせ
東京都新型コロナウイルス感染症対策本部(2021年3月5日)

【本件問合せ先】 経団連ソーシャル・コミュニケーション本部
電話 (03) 6741-0152

以 上